

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、定款第27条第2項に基づき総会の決議により定めたこの役員の報酬等に関する規程に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額で定めるものとする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額は別表1「常勤役員俸給表」の通りとし、各々の常勤役員の報酬年額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員には、報酬年額を12で除した金額を毎月20日に支給する。ただし、毎月の支給額は1,000円未満を切り捨て、端数金額は毎年3月に支給するものとする。

なお、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会職員給与規程（「職員給与規程」という）第4条の規定に準じて支給する。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、その支給の都度、その額から法令の規定により控除すべき金額を控除した残額を、現金又は当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(月の中で就任した場合等)

第7条 新たに常勤役員となった者には、就任の日から支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。ただし、定款第25条第4項の規定により、後任者が就任するまでの間その職務を行った場合は、当該後任者の就任した日の前日まで報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

(日割計算)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、当該月の報酬は日割りによつて計算する。

(退職金・功労金)

- 第9条** 常勤役員に対する退職金の額は、退職の日におけるその役員の本俸月額（年俸の12分の1）に別表2「常勤役員退職金表」の支給率を乗じて得た額とし、会長が理事会の承認を得て役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 2 在職中に顕著な功績をあげた常勤役員に対しては、理事会の承認を得て、前項の規定に基づいて定めた退職金のほかに、その30パーセントを超えない範囲で功労金を支給することができる。

(通勤手当)

- 第10条** 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第16条の規定を準用する。
- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第16条第2項に規定する額とする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤費の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に単位未満の端数が生じたときは、単位未満を四捨五入するものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもつて公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に細則として定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成25年6月11日改定

(別表1) 常勤役員俸給表

(単位：千円)

年 俸	
第 1 号	1, 0 0 0
第 2 号	2, 0 0 0
第 3 号	3, 0 0 0
第 4 号	4, 0 0 0
第 5 号	5, 0 0 0
第 6 号	6, 0 0 0
第 7 号	7, 0 0 0
第 8 号	8, 0 0 0

(別表2) 常勤役員退職金表

区分 勤続年数	甲 (任期終了等自己都合以外)	乙 (自己都合)
1	1. 0	0. 6
2	2. 0	1. 2
3	3. 0	1. 8
4	4. 0	2. 4
5	5. 0	3. 0
6	6. 0	4. 5
7	7. 0	5. 2 5
8	8. 0	6. 0
9	9. 0	6. 7 5
10	10. 0	7. 5
11	11. 1	8. 8 8
12	12. 2	9. 7 6
13	13. 3	10. 5 6
14	14. 4	11. 5 2
15	15. 5	12. 4
16	16. 6	13. 2 8
17	17. 7	14. 1 6
18	18. 8	15. 0 4
19	19. 9	15. 9 2
20	21. 0	21. 0

細 則

会長は、理事会の同意を得て、本人の功績に応じて別表1「常勤役員俸給表」の各号間において1万円単位刻みで常勤役員の報酬額を定めることができるものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年6月11日改定